

燃油費緊急支援事業Q & A

第1版

1	事業の対象者について	2
2	本島、離島も同じ補助規定（補助率）なのか.....	2
3	事業の流れについて	2
4	遊漁船で使用した燃油使用量は対象となるのか。	2
5	業務用の車両に使用したガソリンは補助対象となるのか。	2
6	遊漁兼業者の燃油についても補助対象となるのか。	3
7	事務費はあるのか。	3
8	国の燃油補助が発動した時に並行して支援される事業との認識でよいか。	3
9	申請書類について詳しく教えてほしい。記載がない書類についても必要となるのか。	3
10	漁協に所属していない漁業者についてどのように申請するのか。必要書類を教えてください。	3
11	漁業用燃油の購入を証明するもの（領収書、納品書等の写し）について、会計帳票でも良いのか。	3
12	「軽石被害に係る緊急支援事業」と一部、事業期間が被る部分があると思うが、整理された考え方はあるのか。	4

(水産課)

	質 問	回 答
1	事業の対象者について	当事業では、国の「漁業経営セーフティーネット構築事業」未加入者も含めた、沖縄県内の全漁業者を対象としています。ただし、漁業で使用した燃油であることを証明する必要があります。
2	本島、離島も同じ補助規定（補助率）なのか	本事業では、燃油単価の値上がり分の一部を補助する内容となっており、沖縄県全域で同様の補助率となっております。
3	事業の流れについて	はじめに、要望調査で計画書を提出頂き、割り当て内示を行ないます。その後、交付申請書を提出頂き、審査の後に、交付決定します。その後は、概算払い又は精算払いで交付金を請求して頂き、補助金交付となります。
4	遊漁船で使用した燃油使用量は対象となるのか。	対象外です。本事業では、漁業の用に供する燃油について高騰分の補助を行います。
5	業務用の車両に使用したガソリンは補助対象となるのか。	対象外です。本事業では、漁業の用に供する燃油について高騰分の補助を行います。漁船に給油した分のみを対象としています。

6	遊漁兼業者の燃油についても補助対象となるのか。	はい、対象となります。ただし、漁業で使用した燃油と遊漁で使用した燃油を分けることができ、漁業で使用した燃油使用量を把握していれば補助の対象となります。
7	事務費はあるのか。	事務費はありません。漁業者等への補助金にできるだけ多く充てるということで、事務費はついておりません。
8	国の燃油補助が発動した時に並行して支援される事業との認識でよいか。	はい、その認識で問題ないです。
9	申請書類について詳しく教えてほしい。記載がない書類についても必要となるのか。	申請には、①申請書、②燃油使用計画（実績計算）書、③燃油使用量等証明書の3つを様式に沿って提出いただく必要があります。また、申請状況によっては、追加の資料を求めることがあります。（例：燃油の過去使用実績が分かる書類等）
10	漁協に所属していない漁業者についてどのように申請するのか。必要書類を教えてほしい。	漁業団体等に所属していない方は、県に直接申請する必要があります。申請書類は、Q4と同じですが、書類3つの内、燃油使用量等証明書は、漁業団体等に証明してもらう必要があります。
11	漁業用燃油の購入を証明するもの（領収書、納品書等の写し）について、会計帳票でも良いのか。	漁業者ごとに燃油購入量の記載がある証拠書類であれば提出可能です。

12	「軽石被害に係る緊急支援事業」と一部、事業期間が被る部分があると思うが、整理された考え方はあるのか。	本事業では、「軽石被害に係る緊急支援事業」で補助を受けた月を補助対象外にするため、二重に補助することはございません。
----	--	--